

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○水域利用調整区域の指定……………（危機対策課）	82
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	84
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	84
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	84
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	84
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	86
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	87
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	87
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	87
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	87
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	87
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課）	88
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	88

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	88
--------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	91
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	93
○特定調達契約に係る入札の公告……………	94

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	95
----------------------------	----

告 示

北海道告示第443号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点

(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年7月10日から同年8月22日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から星置側河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点

(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点

(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年6月25日から同年8月31日まで

3 銭函ヨットハーバー水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線4－1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4－1上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線4－2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線4－2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年6月25日から同年8月31日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線5」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線5上で、A点から沖合方向250mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線5に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年7月3日から同年8月24日まで

5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線6－1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線6－2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線6－2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線6－3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点) 基線6－3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線6－2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線6－1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線（以下「基線6－4」という。）と海岸線が交差する地点

(J点) 基線6－4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線6－1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(N点) 基線6－4上で、I点から沖合方向100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年7月9日から同年8月22日まで

6 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線7」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点

(B点) A点から基線7に平行する直線上の沖合40mの地点

(C点) 基線7と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点

(D点) C点から基線7に平行する直線上の沖合100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年7月16日から同年8月15日まで

7 壮瞥温泉園地水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線（以下「基線1-1」という。）と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点

(B点) 基線1-1上で、基線1-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線（以下「基線1-2」という。）上で、基線1-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(D点) 基線1-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年7月1日から同年9月30日まで

8 屈斜路湖砂湯地区

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 弟子屈町字美留和1番地1-375北端境界線の西方向延長線（以下「基線2-1」という。）と湖岸線が交差する地点

(B点) 基線2-1上で、A点から沖合方向200mの地点

(C点) 弟子屈町字美留和1番地1-283南端境界線の西方向延長線（以下「基線2-2」という。）上で、基線2-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向200mの地点

(D点) 基線2-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

令和3年7月10日から同年8月15日まで

北海道告示第444号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 指定番号 第392号

2 指定の区域 岩見沢市宝水町207番1、207番4、207番5、207番8、207番9、212番1（以上6筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）

3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

（「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年6月16日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（八雲地区（農業用排水施設、区画整理、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、令和3年6月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第447号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船海王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和3年8月27日から同年10月5日まで

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を^{きよ}入渠できる引揚船台等の設備を有していること。

(5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月28日（月）から同年7月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 令和3年8月11日（水）午前10時（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5486

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel KAIJOMARU Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 11, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 6, 2021)

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字東和108・114の1・115の1・117の1・117の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字シヤクニン57、511の1

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 函館市大船町394の1地先（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第451号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌166の14（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第452号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵^{かん}養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

- 令和3年6月25日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件変更予定保安林 帯広市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

- 令和3年6月25日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

- 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第455号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

- 令和3年6月25日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をむかわ町役場の掲示場に掲示した。

- 令和3年6月25日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 通知の内容 令和3年農林水産省告示第930号
- 2 所在が不明な者 薦森 一世、薦森 麻貴子、長岡 利兵

北海道告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

		北海道知事 鈴木直道
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 恵庭栗山線	夕張郡長沼町111番6地先から 同郡栗山町錦2丁目46番地先まで	令和3年6月25日 午後1時

北海道告示第458号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

- 処分をした年月日 令和3年6月16日
- 処分を受けた者
 - 商号及び代表者の氏名 株式会社小川興業 斉藤 利夫
 - 主たる営業所の所在地 枝幸郡枝幸町歌登東歌登407番地
 - 建設業の許可の番号 (般-28) 宗第00008号
- 処分の内容
 - 営業停止の範囲 地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - 営業停止の期間 令和3年6月29日から同年7月28日までの30日間
- 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第459号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月25日

北海道知事 鈴木直道

- 売りさばき人の項株式会社北工学園モータースクールの事項の次に次の事項を加える。

株式会社釧路星ヶ浦自動車学校	令和 3. 6.25	株式会社釧路星ヶ浦自動車学校
----------------	------------	----------------

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月25日

北海道空知総合振興局長 白石 俊 哉

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 入札番号1 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- イ 入札番号2 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 令和3年10月29日（金）

(4) 納入場所 北海道空知総合振興局森林室庁舎敷地内指定駐車場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月25日（金）から同年7月21日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
北海道空知総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市 8 条西 5 丁目 空知合同庁舎 5 階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知総合振興局総務課）

(2) 入札日時 令和 3 年 8 月 6 日（金）午前 10 時 30 分（送付による場合は、同月 5 日（木）午後 5 時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成 16 年北海道告示第 448 号の 1 の(1)による。

7 一連の調達事項に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式（1 月当たりの単価） 1 台分
イ 予定時期 令和 3 年 7 月頃（入札期日の前日から起算して 24 日前までに公告する。）

(2)ア 名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式（1 月当たりの単価） 18 台分
イ 予定時期 令和 4 年 2 月頃（入札期日の前日から起算して 24 日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4 に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 100 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成 16 年北海道告示第 448 号の 2 の(2)のア及び 3 の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成 16 年北海道告示第 448 号の 4 の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道空知総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目

(3) 電話番号 0126-20-0022

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Car 1

b Car 1

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., August 6, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 5, 2021)

C Contact : Administrative Division, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道留萌振興局告示第 1002 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

令和 3 年 6 月 25 日

北海道留萌振興局長 宇野 稔 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 1 台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和 4 年 3 月 10 日（木）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る複数回以上の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月25日（金）から同年7月21日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札の場所 留萌市住之江町2丁目1番2号 留萌合同庁舎3階入札室
（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札の日時 令和3年8月5日（木）午前11時（送付による場合は、同月

4日（水）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局留萌建設管理部のホームページ（<http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/rkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
- (3) 電話番号 0164-42-8342

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Snow Removing Truck (10 tons, 6×6 class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., August 5, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than August 4, 2021)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi,

Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8342

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月25日

北海道教育庁後志教育局長 川 端 香代子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ICT設備の賃貸借 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年11月1日から令和9年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年6月25日（金）から同年7月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年7月20日（火）午後2時（送付による場合は、同月19日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和3年6月22日付け北海道教育庁後志教育局告示第40号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1979

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 20, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 19, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District, Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第42号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月25日

北海道教育庁後志教育局長 川 端 香代子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 後志管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ（小樽地区） 一式
- イ 後志管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ（余市地区） 一式
- ウ 後志管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ（倶知安・岩内地区） 一式
- エ 後志管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ（蘭越・寿都地区） 一式

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和4年2月28日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年6月25日（金）から同年7月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 令和3年8月5日（木）午後2時（送付による場合は、同月4日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

- (ア) 後志管内道立学校タブレット型パーソナルコンピュータ（小樽地区：高等学校）
一式
- (イ) 後志管内道立学校タブレット型パーソナルコンピュータ（小樽地区：特別支援学校）
一式
- (ウ) 後志管内道立学校タブレット型パーソナルコンピュータ（余市地区）
一式
- (エ) 後志管内道立学校タブレット型パーソナルコンピュータ（倶知安・岩内地区）
一式
- (オ) 後志管内道立学校タブレット型パーソナルコンピュータ（蘭越・寿都地区）
一式

イ 予 定 時 期 令和3年8月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年6月22日付け北海道教育庁後志教育局告示第40号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Personal computer 1 set
b Personal computer 1 set
c Personal computer 1 set
d Personal computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 5, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 4, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁渡島教育局告示第59号

次のとおり随意契約の相手方を決定し、及び一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年6月25日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
実習船若竹丸定期検査工事 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
令和3年6月7日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 函東工業株式会社
イ 住 所 函館市浅野町3番11号
- (4) 随意契約に係る契約金額
116,050,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 2 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式
- (2) 落札を決定した日
令和3年6月7日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 函東工業株式会社

イ 住 所 函館市浅野町3番11号

(4) 落札金額

38,500,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

令和3年4月27日付け北海道教育庁渡島教育局告示第48号

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁十勝教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年6月25日

北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

十勝管内道立高等学校ICT設備の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 6校分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和3年11月30日（火）

(4) 契 約 期 間 令和3年12月1日から令和9年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

ないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年6月25日（金）から同年7月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年8月5日（木）午前10時（送付による場合は、同月4日（水）午後4時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量

ア 学習用システムパーソナルコンピューターの賃貸借（北海道池田高等学校）
一式 42台分

イ 北海道池田高等学校総合実践装置 一式 33台分 ウ 北海道池田高等学校マーケティングシステム 一式 25台分 エ 十勝管内道立高等学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 64台分 オ 北海道帯広工業高等学校CADシステム 一式 42台分 カ 十勝管内道立高等学校生徒貸出用端末 一式 868台分	(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., August 4, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-26-9237
(2) 予 定 時 期 ア (1)のア 令和3年7月上旬頃 イ (1)のイ及びウ 令和3年7月中旬頃 ウ (1)のエ及びオ 令和3年7月下旬頃 エ (1)のカ 令和3年8月上旬頃 アからエまでについて、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所において交付する。 なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/index.htm/）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 (3) 電 話 番 号 0155-26-9237 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of ICT equipment 6 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 5, 2021	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第306号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年6月25日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 警察官（男性）用合服上衣 1,272着 (2) 警察官（男性）用合服ズボン 2,102本 2 落札を決定した日 令和3年6月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 カワモト白衣株式会社 (2) 住 所 旭川市2条通13丁目265番地 4 落札金額 50,807,636円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年4月27日付け北海道警察本部告示第211号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第307号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年6月25日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合ワイシャツ 3,950枚 2 落札を決定した日 令和3年6月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社北海道職員厚済会 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 4 落札金額 29,024,600円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年4月27日付け北海道警察本部告示第212号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第308号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年6月25日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 警察官（女性）用合服上衣 327着 (2) 警察官（女性）用合スカート 126枚 (3) 警察官（女性）用合ベスト 377着 (4) 警察官（女性）用合ズボン 605本 (5) 警察官（女性）用合ワイシャツ 972枚 (6) 警察官（女性）用合活動服 266着 2 落札を決定した日 令和3年6月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社パル (2) 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号 4 落札金額 33,256,520円 5 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年4月27日付け北海道警察本部告示第213号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
--	---